

福島県保健医療福祉復興ビジョン

～「すこやかで ともにいきいき “新生ふくしま”」をめざして～

平成 25 年 3 月
福島県保健福祉部

目 次

はじめに	
ビジョン改定の趣旨	1
第1章 ビジョンの基本的な考え方	2
第1節 ビジョンの位置付けと役割	2
第2節 福島県総合計画とビジョン及び各個別計画の関係	4
第3節 ビジョンの期間	5
第2章 保健医療福祉のめざす将来の姿	6
第1節 基本理念	6
第2節 めざす将来の姿	6
第3節 基本目標	7
第3章 保健医療福祉の基本方向	8
1 復興へ向けた保健・医療・福祉の推進	8
2 全国に誇れる健康長寿の県づくり	12
3 地域医療の再生と最先端医療の推進	15
4 日本一安心して子どもを生み育てられる環境づくり	17
5 ともにいきいき暮らせる福祉社会の推進	20
6 誰もが安全で安心できる生活の確保	24
第4章 関連する計画	28
第1節 ビジョンと各個別計画	27
第2節 ビジョンと各保健医療福祉推進計画	27
第3節 保健福祉部の中長期計画一覧	28
第5章 ビジョンの推進方法	30
第1節 ビジョンの推進方法	30
第2節 ビジョンの進行状況の点検	32
第3節 ビジョンの指標一覧	33
資料編（個別計画票、地域保健医療福祉推進計画票）	37

ビジョンの全体図

基本理念

すこやかで ともにいきいき “新生ふくしま”

くめざす将来の姿>

東日本大震災や原子力災害を克服し、全国に誇れる水準の保健・医療・福祉により、将来の本県社会が支えられています。

- 1 一人ひとりが、人や地域とのつながりと思いやりを大切にし、お互いを支え合う温かな社会
- 2 夢や希望を持ち、生涯を通じて健やかに暮らせる豊かな社会
- 3 保健・医療・福祉サービスの充実と、不測の事態への備えがなされ、快適に暮らせる安全・安心な社会

く基本目標>

復興へ向けた
保健・医療・福
祉の推進

全国に誇れ
る健康長寿
の県づくり

地域医療の再
生と最先端医
療の推進

日本一安心し
て子どもを生み
育てられる環
境づくり

ともにいきいき
暮らせる福祉
社会の推進

誰もが安全
で安心できる
生活の確保

く施策の方向>

- 復興へ向けた心身の健康管理対策の推進
- 医療提供体制の回復
- 最先端医療体制の整備
- 安心できる子育て環境の整備
- 福祉サービス提供体制の復旧
- 飲料水及び食品等の安全性の確保
- 保健・医療・福祉の連携体制の構築

- 復興へ向けた心身の健康管理対策の推進(再掲)
- 心身の健康を維持・増進するための環境づくりの推進
- 生活習慣病を予防するための環境づくりの推進
- がん予防・医療の推進
- 高齢者の介護予防の推進
- 健全な食生活を育むための食育の推進
- 感染症対策の推進
- 歯科口腔保健の推進

- 医療提供体制の回復(再掲)
- 医師・看護師等の確保と資質の向上
- 安全、安心な医療サービスの確保
- 生活習慣病を予防するための環境づくりの推進
- 最先端医療体制の整備(再掲)
- 血液の確保と医薬品の有効性・安全性の確保

- 安心できる子育て環境の整備(再掲)
- 社会全体で子育てを支援する仕組みの構築
- 子どもの健全育成のための環境づくりの推進
- 子育て家庭の経済的支援
- 援助を必要とする子どもや家庭への支援
- 妊娠・出産・育儿の一連において充実した保健・医療体制の確保
- 次代の親を育成するための環境づくりの推進

- 人格、人権、個性を尊重する社会づくりの推進
- 誰もが人ととのつながりを感じることができる社会づくりの推進
- 生活に希望を持ち自らの能力を發揮できる社会づくりの推進
- 福祉サービス提供体制の復旧(再掲)
- 高齢者を対象とした介護・福祉サービスの充実
- 地域生活移行や就労支援など障がい者の自立支援
- DV、虐待防止及び被害者の保護・支援
- 介護・福祉サービスの質の向上
- 生活支援の充実
- 飲料水及び食品等の安全性の確保(再掲)
- ユニバーサルデザインに配慮した人にやさしいまちづくりの推進
- 生活衛生水準の維持向上
- 安全な水の安定的な供給
- 生産から消費に至る食の安全・安心の確保
- 人と動物の調和ある共生
- 健康危機管理体制の強化
- 災害時の保健医療福祉体制の強化

はじめに

ビジョンの改定の趣旨

「福島県保健医療福祉ビジョン」は、平成22年度を初年度とした「福島県総合計画『いきいき ふくしま創造プラン』」（以下「総合計画」という。）の策定に合わせ、平成22年度から平成26年度までの保健医療福祉分野の基本理念等を示すものとして平成22年3月に策定し、基本理念及び基本目標に基づき各施策を推進してきました。

しかし、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波による災害（以下、「東日本大震災」という。）、東京電力福島第一原子力発電所事故による災害（以下、「原子力災害」という。）は、本県に大きな被害をもたらしました。

また、原子力災害は、収束の時期の見通しがいまだ立っておらず、多数の県民が県内外への避難を余儀なくされています。

原子力災害が収束していない中で、本県の復旧・復興の取組みは喫緊の課題であることから、県は平成23年8月に「福島県復興ビジョン」を決定し、復興に当たっての基本的な方向を示し、さらに具体的な取組や当該取組に基づく主要な事業を示す「福島県復興計画」を同年12月に策定しました。

県政全体の基本の方針を示す「総合計画」については、復興ビジョン及び復興計画と将来像を共有しながら、平成24年12月に計画の全体的な見直しを行いました。

保健医療福祉施策についても、子どもたちが親の世代となる30年ほど先を視野に入れ、今後8年をめどに本県が東日本大震災や原子力災害を克服し、全国に誇れる水準の保健・医療・福祉により、将来の本県社会が支えられていることを目指し、「福島県保健医療福祉ビジョン」を見直すこととしました。（改定後の名称は「福島県保健医療福祉復興ビジョン」（以下「ビジョン」という。）となります。）

第1章 ビジョンの基本的な考え方

第1節 ビジョンの位置付けと役割

ビジョンは、福島県の政策目標やその展開方向を示す総合計画の理念を受け、さらに復興計画の施策を反映し、保健・医療・福祉分野における横断的・重点的な取組みの方向性を示し、各個別計画の策定・推進に当たり、その指針となるもので、次の6つの役割を果たします。

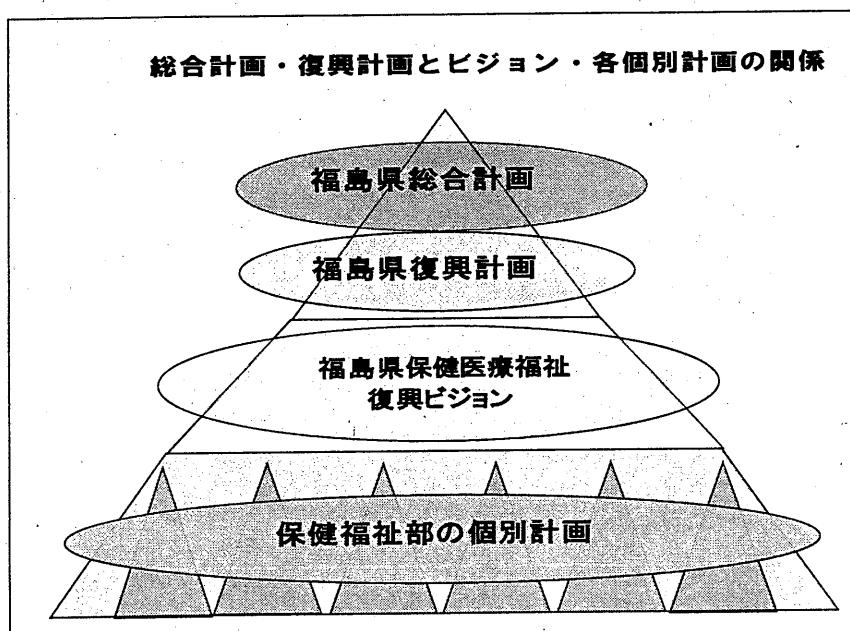
1 県における保健・医療・福祉分野の基本理念の提示

30年ほど先を視野に入れて、将来的な実現を目指す「めざす将来の姿」を描き、保健・医療・福祉分野の基本理念を明らかにすることにより、長期的な展望に基づき施策を展開できるようにする役割を果たします。

また、「めざす将来の姿」を実現するための基本目標を設定し、主要施策の方向性を示すことにより、重点施策を明確にし、効果的に事業を展開できるようにする役割を果たします。

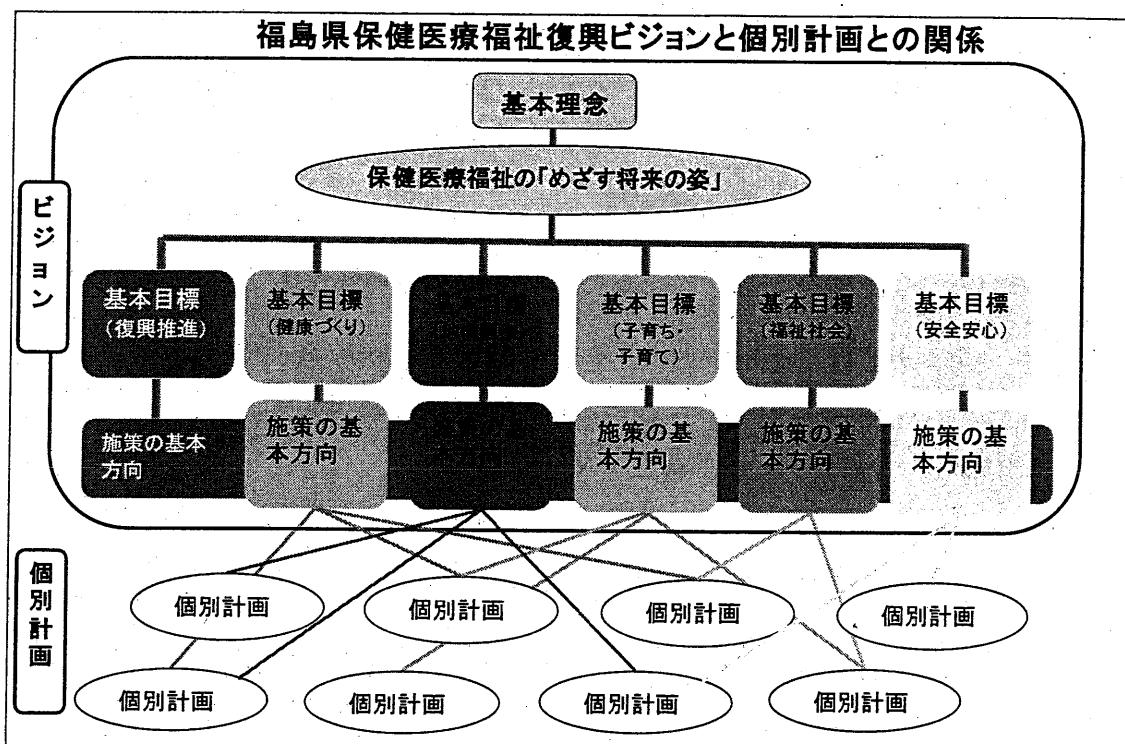
2 総合計画・復興計画に基づく保健・医療・福祉分野の施策目標や展開方法の提示

総合計画の基本目標及び政策分野別の方向性と考え方を共有し整合を図り、さらに復興計画の施策を反映することにより、各個別計画と総合計画、復興計画との関係を明確にする役割を果たします。



3 各個別計画の横断的調整・統合

各個別計画に共通する理念を相互につなぐとともに、各計画に基づく施策が、保健・医療・福祉の連携の下、効果的に展開できるようにする役割を果たします。



4 他部局との連携強化

基本目標を達成するための他部局との連携について提示することにより、各計画に基づく施策が、他部局と連携し、より効果的に展開できるようにする役割を果たします。

5 各地域保健医療福祉推進計画との調整

「めざす将来の姿」を実現するための基本目標や、主要施策の方向性を新たに示し、地域保健医療福祉推進計画との調整を図ることにより、各地域において、より効果的に展開できるようにする役割を果たします。

6 県民・民間団体・市町村との連携・協働強化

県民の保健・医療・福祉に対するニーズが高度化・多様化する中、県がその役割の下に実施する取組みの基本目標及び施策の方向性を明らかにし、県民・民間団体・市町村にそれらの方向性を提示することにより、県民と連携・協働しながら、保健・医療・福祉サービスの一層の充実を目指す役割を果たします。

第2節 福島県総合計画とビジョン及び各個別計画の関係

1 「基本目標」及び「めざす将来の姿」の共有

総合計画の「基本目標」及び「めざす将来の姿」は、県全体の指針となるものであることから、ビジョンの「基本理念」及び「めざす将来の姿」は、その考え方を共有します。

また、ビジョンは、各個別計画を横断的に調整し統合する役割を担うものであることから、各個別計画の「基本理念」と、その考え方を共有します。

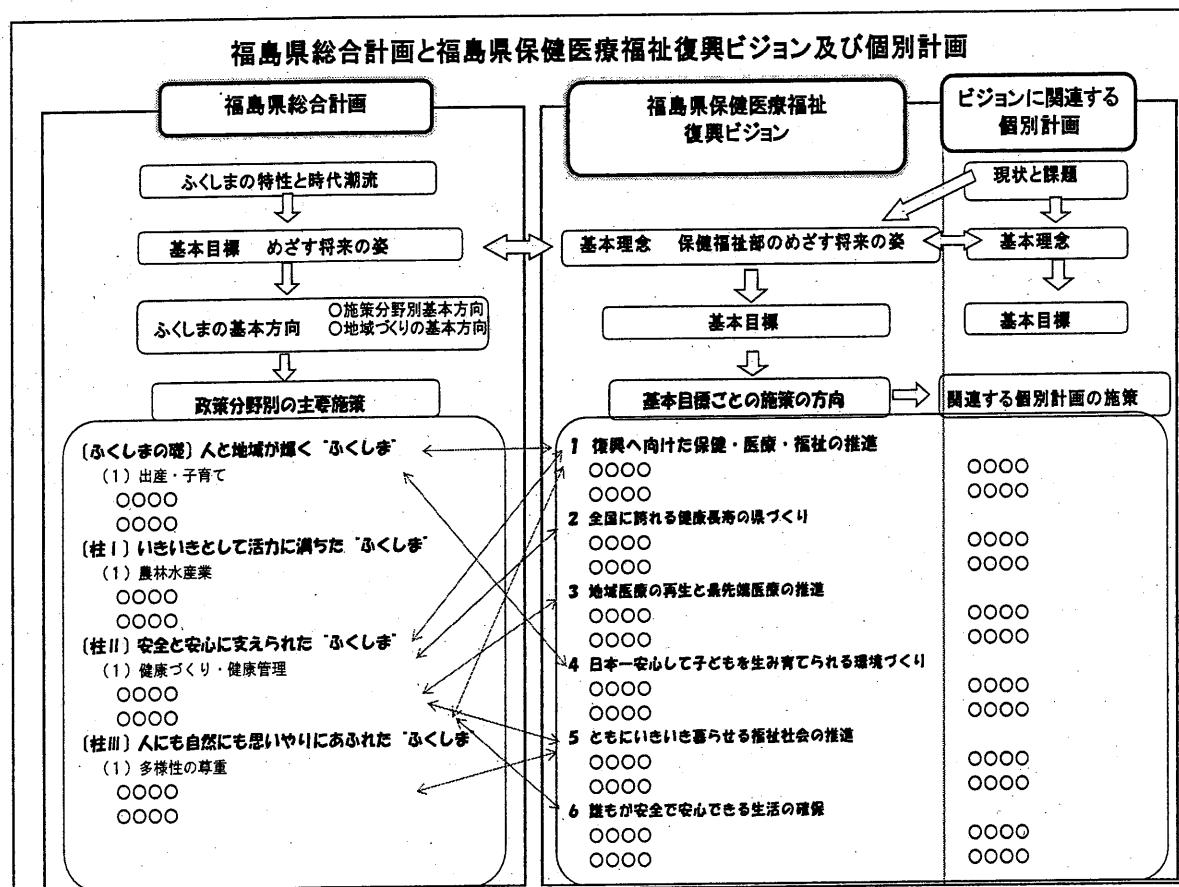
2 「政策分野別の基本方向」の共有

総合計画の「政策分野別の基本方向」は、県全体の方向性となることから、ビジョンの「基本目標ごとの施策の方向」は、その考え方を共有します。

また、各個別計画については、ビジョンの「めざす将来の姿」を実現するためには必要な基本目標ごとの施策の方向と整合が図られています。

3 「主要施策」、「重点プロジェクト」の共有

総合計画の「主要施策」及び復興計画の「重点プロジェクト」は、県全体として推進することであることから、ビジョンにおいても、その考え方を共有します。



4 主要指標の共有

基本目標、施策の全体的な方向性を共有するうえで、総合計画とビジョン及び各個別計画の主要指標は原則として共有します。

第3節 ビジョンの期間

ビジョンの期間は、子どもたちが親の世代となる30年程度先を展望しながら、平成25年度を初年度とし、東日本大震災から10年後の平成32年度までの8か年とします。

また、総合計画と整合を図るため、総合計画と期間を合わせて設定し、見直しは総合計画の見直しに合わせます。

ただし、大きな制度改正や状況の変化等に合わせ、その都度柔軟に対応します。

第2章 保健医療福祉の「めざす将来の姿」

第1節 基本理念

基本理念

すこやかで ともにいきいき “新生ふくしま” (仮)

復興を進め、人と地域のつながりに支えられ、子どもたちが健やかに育ち、高齢者、障がい者、すべての人が、健康で生きがいと幸せを実感でき、安心して暮らせる新しいふくしまを創りあげていくという想いを込めて掲げました。

第2節 めざす将来の姿

東日本大震災及び原子力災害の影響により、保健・医療・福祉を取り巻く状況は、少子高齢化の急速な進行、被災地を中心とした地域医療や福祉サービスの提供体制の再構築の問題など、大きく変化しています。

また、放射性物質による影響から、健康や食の安全の問題など、健康を脅かす事案の発生により、県民の安全・安心に対する関心がより一層高まっています。

このような状況を踏まえ、子どもたちが親の世代となる30年ほど先を視野に入れ、本県が目指すべき将来の姿を描きました。

今後は、この「めざす将来の姿」を実現するために、基本目標を掲げ、施策を展開します。

東日本大震災や原子力災害を克服し、全国に誇れる水準の保健・医療・福祉により、将来の本県社会が支えられています。

- 1 一人ひとりが、人や地域とのつながりと思いやりを大切にし、
お互いを支え合う 温かな社会
- 2 夢や希望を持ち、生涯を通じて健やかに暮らせる 豊かな社会
- 3 保健・医療・福祉サービスの充実と、不測の事態への備えがなされ、
快適に暮らせる 安全・安心な社会

第3節 基本目標

次の6つを基本目標として、「めざす将来の姿」の実現のための施策展開につなげていきます。

- 1 復興へ向けた保健・医療・福祉の推進
- 2 全国に誇れる健康長寿の県づくり
- 3 地域医療の再生と最先端医療の推進
- 4 日本一安心して子どもを生み育てられる環境づくり
- 5 ともにいきいき暮らせる福祉社会の推進
- 6 誰もが安全で安心できる生活の確保

第3章 保健医療福祉の基本方向

「第2章 第3節 基本目標」を実現するため、基本目標ごとに、今後8年をめどに次の方向で、施策を展開します。

なお、東日本大震災及び原子力災害の影響により、浜通り地方をはじめとする多くの県民の生活基盤が大きく変化した状況を踏まえ、県民の生活の場へ出向いた支援など施策の効果的な展開に留意します。

復興
推進

1 復興へ向けた保健・医療・福祉の推進

(1) 復興へ向けた心身の健康管理対策の推進

- 県民健康管理調査において、県民の理解を得ながら、基本調査による外部被ばく線量推計を行うほか、甲状腺検査や健康診査、ホールボディカウンター^{*1}による内部被ばく検査などを実施し、長期にわたり県民の健康を見守ります。
- 放射線による健康への影響等について、県民等への正しく分かりやすい情報の提供等をすすめるため、「甲状腺検査」説明会を開催するなど、リスクコミュニケーション^{*2}の環境整備に取り組みます。
- 被災者の健康状態の悪化予防及び健康不安の解消を図るため、仮設住宅や借上げ住宅入居者等に対する健康支援活動に取り組むほか、様々な悩みを抱える被災者の心のケアに中・長期的に取り組みます。

指標の名称	現況値		目標値	出典	備考
□甲状腺検査の受診率	H23年度	79.8%	H32年度 100%	福島県健康管理調査室調べ	
□ホールボディカウンター検査の実施件数	H23年度	31,622人	増加をめざす	福島県地域医療課調べ	モニタリング指標 ^{*3}
□ふくしま心のケアセンターにおける年間相談支援件数	H24年度 (H24.4~9月)	5,108人	適切に対応する	福島県障がい福祉課調べ	モニタリング指標

*1 ホールボディカウンター：内部被曝線量を調べるために、人間の体内に摂取され沈着した放射性物質の量を体外から測定する装置。

*2 リスクコミュニケーション：リスクに関する情報を共有し、意見交換等を通じて思疎と相互理解を図ること。

*3 モニタリング指標：目標値の設定が困難又は不適当であるが、毎年状況を把握し、公表することが望ましいもの。

(2) 医療提供体制の回復

- 地域医療提供体制の再構築を図るために、地域医療再生計画（三次医療圏）に基づき、救急医療や小児・周産期医療の強化、医師・看護師等の医療人材の確保を始めとした医療提供体制の復旧等に努めるとともに、浜通り地方医療復興計画に基づく医療機関の役割に応じた機能強化や情報連携の基盤整備などの取組を進めます。
- 災害時における救急医療を確保するため、関係機関との連携強化を図るとともに、災害派遣医療チーム（D M A T）※4の隊員養成研修の支援等を実施し、災害時医療体制の整備を図ります。

指標の名称	現況値		目標値	出典	備考
□医療施設従事医師数(人口10万人対)	H22年	182.6人 (全国41位)	H29年	200.0人以上	
【参考】うち、浜通り地方(相馬、双葉、いわきエリア)の従事医師数(人口10万人対)	H22年	相 馬 130.8人 双 葉 103.0人 いわき 160.4人	H29年	増加をめざす	厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」
産婦人科・産科医師数(出生千対)	H22年度	8.0人	H29年度	10.5人以上	
病院勤務の常勤小児科医師数(実数)	H24年度	106人	H29年度	130人以上	
□就業看護職員数(人口10万人対)	H22年	1188.7人 (全国27位)	H29年	1,228.4人以上	
【参考】うち、浜通り地方(相馬、双葉、いわきエリア)の従事看護職員数(人口10万人対)	H22年	相 馬 1,055.9人 双 葉 1,031.3人 いわき 1,239.0人	H29年	増加をめざす	厚生労働省「保健・衛生業務報告(衛生行政報告例)」

(3) 最先端医療体制の整備

- 放射線による健康への影響に対する早期診断・最先端治療拠点として、「ふくしま国際医療科学センター」を福島県立医科大学に整備します。また、独立法人放射線医学総合研究所による放射性物質の生態系における環境動態調査及び福島県立医科大学による低線量域における被ばくモニター開発等により、将来にわたる県民の健康維持・増進を支援します。

※4 災害派遣医療チーム（D M A T）：災害急性期に活動できる機動性を持ったトレーニングを受けた医療チームのことで、災害派遣医療チーム Disaster Medical Assistance Teamの頭文字をとって略してDMAT（ディーマット）と呼ばれている。医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（おおむね48時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チーム。

(4) 安心できる子育て環境の整備

- 18歳以下の医療費無料化を図るとともに、不安やストレスを抱えた妊産婦や乳幼児及びその家族に対して、相談体制を強化するなど、心身の健康の保持・増進につながる保健・医療サービス・リスクコミュニケーションの強化に取り組みます。
- 子育て世帯のストレス軽減や子どもの体力向上を図るために、既存施設を活用して地域の身近なところに屋内遊び場を整備する取組を支援するとともに、子育て支援者の育成や市町村・民間団体等の子育て支援事業の助成を行います。
- 高齢者等の知恵と経験のある方と子どもやその親が地域資源を活用して交流する取組を県内外の各地へ拡大し、震災により失われた地域コミュニティの再生に努めます。
- 児童福祉施設等における給食の放射性物質検査体制の整備を行い、より一層の安全・安心の確保を図ります。
- 「東日本大震災子ども支援基金」等を活用し、震災により孤児・遺児となった児童の生活及び修学を支援します。

指標の名称	現況値		目標値	出典	備考
合計特殊出生率※5	H23年	1.48	上昇をめざす	人口動態統計月報年計の概況(福島県)	モニタリング指標
【参考】出生数	H23年	15,072人	増加をめざす	人口動態統計月報年計の概況(福島県)	

(5) 福祉サービス提供体制の復旧

- 被災高齢者等の生活支援を行うために、高齢者等サポート拠点においてデイサービス、訪問介護・看護、配食サービス、生活相談等のサービスを提供し、また、被災市町村を支援するため、仮設住宅等に介護支援専門員等の専門職種を派遣するほか、要援護者の支え合い体制づくりを支援します。
- 被災地及び避難者を受け入れている地域において、見守り体制の構築、被災者等のニーズ把握、孤立防止のための支援など、地域コミュニティの復興の取組を支援します。
- 福祉介護事業所における人材確保のため、福祉・介護分野で就労を希望する者を福祉施設に派遣し、働きながら介護職員初任者研修を受講できるように支援します。

※5 合計特殊出生率：一人の女性が一生の間に生む平均的な子どもの数を表す。ある年において、15歳から49歳までの女子をいくつかの年齢階層に分けて、その各階層における出生率を合計しており、この数値の水準が将来も継続することを前提としている。

- 福祉介護事業所での就労を目指している高校生に介護職員初任者研修受講の機会を設け、福祉・介護分野での就労を支援します。
- 障がい者の総合相談窓口を設置し、地域生活移行や就労支援などの自立支援を進めるとともに、障がい福祉サービス復興支援拠点にコーディネーターを配置し、事業所等への支援を行うなど、障がい児・者に対する福祉サービスの提供体制を整備します。

指標の名称	現況値	目標値	出典	備考
□介護職員初任者研修の修了者数 (H25年度からの新制度)		増加をめざす	福島県高齢福祉課調査	モニタリング指標

(6) 飲料水及び食品等の安全性の確保

- 飲料水の放射性物質検査体制の整備を図るとともに、定期的なモニタリング検査を実施し、放射性物質による飲料水の汚染の有無を確認し、利用者に安心を提供します。
- 県内産農林水産物等を原材料とする加工食品を中心に放射性物質検査を実施し、市場等に流通する食品等の安全性を確認します。

指標の名称	現況値	目標値	出典	備考
□放射性物質の基準値を超えて出荷流通した不良食品件数	H23年度 9件	H32年度 0件	食品生活衛生課調査	

(7) 保健・医療・福祉の連携体制の構築

- 高齢者等が可能な限り住み慣れた地域で、自立した日常生活を営むことができるよう、ニーズに応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム※6」の構築に向けた市町村の取組を支援します。
- 医療と介護等関係機関、地域住民とのネットワークづくりの促進に向け、地域包括支援センター※7が担うべき機能が十分発揮できるよう、職員に対する専門的な研修の実施や適切な助言を行います。

※6 地域包括ケアシステム：高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者のニーズに応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供するシステム。

※7 地域包括支援センター：地域住民の心身の健康の維持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のため必要な援助、支援を包括的に担う地域の中核機関で、介護保険法に基づき市町村が設置する。

- 医療機関と介護保険施設等との連携を図り、高齢者や障がい者が地域での自立した生活を実現するための活動を支援するとともに、県地域リハビリテーション支援センター^{※8}等と連携して、地域リハビリテーション支援体制の充実を図るよう努めます。
- 災害時に何らかの特別な配慮を要する高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等が避難できる福祉避難所^{※9}の指定等を促進します。

指標の名称	現況値		目標値		出典	備考
□福祉避難所を指定している市町村数	H24年度	9市町村 (15.3%)	H26年度	59市町村 (100%)	福島県保健福祉総務課調べ	
【参考】福祉避難所指定数	H24年度	61	H26年度	増加をめざす	福島県保健福祉総務課調べ	

2 全国に誇れる健康長寿の県づくり

健康
づくり

(1) 復興へ向けた心身の健康管理対策の推進（再掲）

8 ページに記載

(2) 心身の健康を維持、増進するための環境づくりの推進

- 県民一人ひとりが実践する健康づくりを基本に、家庭、学校、職域、地域が一体となって健康的な生活習慣の確立等に取り組む「県民健康づくり運動」の展開を図り、健康寿命の延伸と健康格差の縮小をめざします。
- こころの健康づくりに関することや薬物乱用防止思想などの普及啓発を進めるとともに、相談体制や関係機関の連携を強化します。
- 精神疾患（統合失調症、うつ病、依存症、子どもの精神疾患など）やひきこもり等に関する正しい知識や対応について普及啓発を進めるとともに、関係機関などと連携した相談支援体制の充実を図ります。
- 自殺の防止等に関する県民の理解を促進するとともに、悩みや問題などを抱えている人及び自殺者の親族等への相談支援の充実を図るなど、関係機関、関係団体と連携し、自殺対策の総合的な推進を図ります。
- 健康づくりを円滑に進めるため、相談や保健指導等に従事する者の資質の向上に努めます。

※8 県地域リハビリテーション支援センター：県が県内に1カ所指定するリハビリテーションの中核機関で、地域リハビリテーション広域支援センターに対する支援、リハビリテーション資源の調査・研究、関係団体・医療機関との連絡・調整を行う。

※9 福祉避難所：高齢者や障がい者、妊婦ら災害時に援護が必要な方々（要援護者）に配慮した避難所のこと。

指標の名称	現況値		目標値		出典	備考
□年齢調整死亡率（人口10万人対）						
・虚血性心疾患(男性)	H22年	47.7	H29年	39.8以下		
・虚血性心疾患(女性)	H22年	20.0	H29年	16.9以下		
・脳血管疾患(男性)	H22年	56.2	H29年	49.9以下		
・脳血管疾患(女性)	H22年	32.7	H29年	28.7以下	人口動態統計	
□年齢調整死亡率(75歳未満)						
・全がん	H22年	84.0	H29年	72.4以下		
□健康寿命						
・男性	H22年	69.97年	H32年	71.39年以上		
・女性	H22年	74.09年	H32年	75.07年以上	厚生労働省算出	
□自殺者数	H23年	502人	H28年	410人以下	人口動態統計	

(3) 生活習慣病を予防するための環境づくりの推進

- 生涯を通じた生活習慣病予防のための教育を推進するとともに、喫煙、栄養・食生活、運動、飲酒、休養、歯・口腔ケアなどについて望ましい生活習慣の確立を目指し、さらに生活習慣の改善に取り組める環境の整備を図ります。
- メタボリックシンドローム^{※10}の該当者及び予備群の減少をめざした医療保険者による特定健診・特定保健指導の着実な実施を推進します。

指標の名称	現況値		目標値		出典	備考
□特定健康診査実施率	H22年度	43.3%	H29年度	70%以上	厚生労働省	
□喫煙率	H21年度	23.2%	H29年度	17%以下		
内訳	・男性 ・女性	H21年度 H21年度	35.3% 10.0%	H29年度 H29年度	27%以下 7%以下	福島県健康増進課調査

(4) がん予防・医療の推進

- がん予防に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、早期発見のため、がん検診受診率の向上に努めます。
- がん診療連携拠点病院^{※11}を中心とするがん医療提供体制や相談支援体制を整備するとともに、がん患者を含む県民、市町村、医療機関等と連携して、在宅医療や緩和ケアの推進を図ります。

※10 メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）：内臓脂肪による肥満の人が、糖尿病、高血圧症、脂質異常症等の生活習慣病になる危険因子を複数併せ持っている状態のこと。

※11 がん診療連携拠点病院：全国どこに住んでいても「質の高いがん医療」が受けられるよう、都道府県の推薦をもとに厚生労働大臣が指定した病院。専門的ながん医療の提供、がん診療の連携協力体制の整備、および患者への相談支援や情報提供などの役割を担う。

指標の名称	現況値		目標値		出典	備考
口がん検診受診率*	H22年度 ・胃がん ・肺がん ・大腸がん ・乳がん ・子宮頸がん (※子宮頸がんは20歳以上、その他のがんは40歳以上を対象とした受診率)	H22年度	27.8%	H29年度	50%以上	福島県健康増進課調査 (参考) 子宮頸がんは20歳以上、その他のがんは40歳以上を対象とした現況値 (平成22年度) ・胃がん 22.6% ・肺がん 32.5% ・大腸がん 24.5% ・乳がん 27.4% ・子宮頸がん 29.1%
・胃がん		H22年度	37.6%	H29年度	50%以上	
・肺がん		H22年度	28.3%	H29年度	50%以上	
・大腸がん		H22年度	46.6%	H29年度	60%以上	
・乳がん		H22年度	43.7%	H29年度	60%以上	
・子宮頸がん						
口年齢調整死亡率(75歳未満)(再掲)	H22年	84.0	H29年	72.4以下	人口動態統計	
・全がん						

(5) 高齢者の介護予防の推進

- 高齢者が、できる限り健康で自立した生活を継続できるよう、要介護状態になることを予防し、要介護状態になっても悪化しないようにするため、介護予防に関する知識や活動の普及・促進を図るとともに、市町村の事業内容の評価などを行うことにより、適切な介護予防プログラムの実施に努めます。

指標の名称	現況値		目標値		出典	備考
口介護保険の要介護(要支援)に該当する高齢者の割合	H23年度 (被災7町村を除く)	17.5%	H26年度 (被災10町村を除く)	18.1%以下	第六次福島県高齢者福祉計画・第五次福島県介護保険事業支援計画	

(6) 健全な食生活を育むための食育の推進

- 県民一人ひとりが、自らの食を見直し、健全な食生活と豊かな人間性をはぐくむために、家庭、学校、地域が一体となった食育の取組みを推進します。
- また、個々人の健全な食生活を習慣化させるために、それを支えるための社会環境の整備として、健康に配慮した食事を提供する飲食店等（うつくしま健康応援店）の増加や食育活動への協力企業（福島県食育応援企業団）の数の増加を図るなど、食環境整備を推進します。

指標の名称	現況値		目標値		出典
口「食育」に关心がある者の割合	H21年度	77.9%	H26年度	85%以上	H21年度県政世論調査
口市町村食育推進計画策定期	H23年度	47.5%	H26年度	55%以上	H23年度末市町村食育推進計画作成状況調べ
口うつくしま健康応援店の登録数	H23年度	372店	H26年度	450店以上	福島県健康増進課調べ

(7) 感染症対策の推進

- 感染症の予防及びまん延を防止するため、感染症に関する正しい知識の普及啓発に努めるほか、予防接種や感染症情報などの情報提供に努めます。
- 感染症に対し、迅速かつ的確に対応するため、検査体制並びに医療提供体制の整備などを図ります。

- 新型インフルエンザ等対策の一層の強化を図るため、必要な医療提供体制の整備・促進や関係機関との連携による対策の推進に努めます。

指標の名称	現況値		目標値		出典	備考
□麻しん予防接種率	H23年度 H23年度	第1期 88.7% 第2期 85.4%	H27年度	第1期 95%以上 第2期 95%以上	地域保健・健康増進事業報告	
□結核罹患率（人口10万人対）	H23年度	11.5	H29年度	10以下	結核登録者情報調査年報	
□抗インフルエンザウイルス薬の備蓄率	H24年度	104.2%	適切に対応する		福島県感染・看護室	モニタリング指標

(8) 歯科口腔保健の推進

- う蝕や歯周疾患等の歯科疾患に関する予防意識の浸透を図り、口腔の健康の保持増進を図るため、関係機関との連携の下にライフステージに応じた歯科保健思想の普及啓発を図ります。
- 医療や介護等の他分野との連携体制を構築し在宅歯科医療の推進を図ります。

指標の名称	現況値		目標値		出典	備考
□3歳児のう蝕のない者の割合	H22年度	67.3%	H32年度	85.5%以下	母子保健事業実績	
□12歳児のう蝕のない者の割合	H22年度	40.8%	H32年度	60.2%以下	学校保健統計調査	
□60歳で自分の歯を24歯以上有する者の割合	H23年度	49.9%	H32年度	54.0%以上	歯科保健情報システム	

3 地域医療の再生と最先端医療の推進

地域
医療

(1) 医療提供体制の回復（再掲）

9ページに記載。

(2) 医師、看護師等の確保と資質の向上

- 県立医科大学の医学部入学定員の確保や卒業生の県内定着に努めるとともに、県内臨床研修病院が連携して充実した研修環境を整備し、臨床研修医の確保を図るなど、地域医療支援センター※12を中心に医師確保を推進します。
- 女性医師等が働きやすい就業環境を整備し、就業継続や再就業の促進を図ります。
- 特定診療科の医師に対する待遇改善を行うなど、診療科目による医師偏在の緩和に努めます。

※12 地域医療支援センターとは：医師、医学生等に対する相談体制やキャリア形成支援等の充実・強化を図り、県内への医師の定着を促進していくとともに、効率的・効果的に医師不足や地域偏在を解消に向けた施策を実施していくために都道府県が設置するセンターで、本県では福島県立医科大学内に設置している。

- 看護師等の養成や県内定着に向けた支援を行うなど、看護職員を始めとする医療従事者の確保を図ります。
- 専門知識を深めるための研修受講を支援するなど、医療従事者の資質の向上に努めます。

指標の名称	現況値		目標値	出典	備考
□県内看護師等学校養成所卒業生の県内就職率	H24年度	58.6%	H29年度	64.7%	看護学校養成所入学状況及び卒業状況調査

(3) 安全、安心な医療サービスの確保

- 保健・医療・福祉の連携を強化するとともに、医療機関相互の役割分担と連携を促進し、患者本位の安全で質の高い医療提供体制の確保を図ります。
- 救急患者の症状や程度に応じた適切な救急医療が確保されるよう、初期救急医療から三次救急医療まで、救急医療提供体制の体系的な整備を図ります。
- 住み慣れた身近な地域で適切な医療が受けられるよう、医療資源の地域偏在を是正して高齢化の状況等に応じた在宅医療の推進等、医療提供体制の体系的な整備を図ります。
- 国民健康保険制度などの円滑な運営を図るとともに、安定した医療保険制度の実現に向け、国、市町村など関係機関と連携強化を図ります。

指標の名称	現況値		目標値	出典	備考
□在宅療養支援診療所数	H24年1月	172か所	H29年度	227か所以上	診療報酬施設基準
□休日夜間救急センター及びこれに準じた初期救急医療機関を整備している地区数	H24年度	9地区	H29年度	13地区以上	福島県地域医療課調査

(4) 最先端医療体制の整備（再掲）

9ページに記載。

(5) 血液の確保と医薬品の有効性・安全性の確保

- 県民の医療に必要な血液を県民の献血でまかなえるよう、献血思想の普及啓発、複数回献血の推進、ボランティア団体の育成などを図ります。
- 医師と薬剤師のそれぞれの専門性を生かし、医薬分業^{※13}を推進することにより、医療の質の向上を図るとともに、医薬品等の安全性の確保のため、製造所等に対する質の高い監視指導などの実施を図ります。

※13 医薬分業：患者の診察、薬剤の処方を医師（または歯科医師。以下同じ。）が行い、医師の処方せんに基づいて、薬剤の調剤及び投与を薬剤師が行う制度のこと。具体的には、病院・診療所で医師に診察を受けた際に、院外処方せんをもらって薬局に持参し、薬を調剤してもらい受け取る方式のことで、各々の専門性が生かされた医療の形態。

指標の名称	現況値		目標値		出典	備考
□献血者目標達成率	H23年度	85.0%	H32年度	100%	福島県業務課調べ	
□献血量目標達成率	H23年度	85.1%	H32年度	100%	福島県業務課調べ	
□県内製造販売業者の医薬品等の回収等件数	H23年度	3件	H32年度	0件	福島県業務課調べ	

4 日本一安心して子どもを生み育てられる環境づくり



(1) 安心できる子育て環境の整備（再掲）

10ページに記載。

(2) 社会全体で子育てを支援する仕組みの構築

- 社会全体で子育てを支援していく環境づくりを進めるため、「子育ての日」及び「子育て週間」を設定し、子育て支援を進める県民運動を推進します。また、「子育て応援パスポート（ファミたんカード）※14」を交付することにより、県、市町村、事業所及び県民が一体となって、子育て応援を進めます。
- 子育て支援団体等と連携を図り、高齢者を始めとした地域住民による子育て支援活動がさらに推進されるよう支援を進めます。
- 保育施設の整備、保育士の人材確保及び保育の質の向上や、認可外保育施設への支援などを推進します。また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に配慮した環境の整備など多様なニーズに対応した子育て支援サービスの推進に努めます。

指標の名称	現況値		目標値		出典	備考
□合計特殊出生率（再掲）	H23年	1.48	上昇をめざす		人口動態統計月報年計の概況（福島県）	モニタリング指標
□保育所入所待機児童数	H23年度	124人	H32年度	0人	保育所入所待機児童数調査（国調査）	
□育児休業取得率(男性)	H23年度	1.2% (参考H22年度 0.8%)	H32年度	5.2%以上	福島県雇用労政課調査	
□育児休業取得率(女性)	H23年度	97.3% (参考H22年度 80.4%)	H32年度	97.3%以上	福島県雇用労政課調査	

※14 子育て応援パスポート（ファミたんカード）：市町村や事業者の方と連携して、お子さん（18歳に達した後の最初の3月31日を迎えるまでの方）がいる世帯の方が、市町村からファミたんカードの交付を受け、県から承認を受けた協賛店舗等でカードを提示すると、様々な子育て応援サービスが受けられるというもの。

(3) 子どもの健全育成のための環境づくりの推進

- 児童館、児童センターや地域子育て支援センターや放課後児童クラブ等の設置促進により、子どもが健やかに成長するための環境づくりを推進します。

指標の名称		現況値		目標値		出典	備考
□放課後児童クラブ設置数	H23年度	328か所	H26年度	362か所以上	放課後児童健全育成事業の実施状況調査(国調査)		
□地域子育て支援拠点(センター型、ひろば型、児童館型)施設数(累計)	H23年度	75か所	H26年度	95か所以上	福島県子育て支援調査		

(4) 子育て家庭の経済的支援

- 18歳以下の医療費の無料化、多子世帯の保育料の助成などにより、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

(5) 援助を必要とする子どもや家庭への支援

- 障がいのある子どもやその家族が地域で安心して生活するために、身近な地域で療育指導・相談などが受けられる療育機能や、教育等の関係機関と連携した相談支援体制の充実を図ります。
- 家庭において適切な養育を受けることができない子どもについて、里親※¹⁵や児童養護施設等における養育や保護による生活支援を進め、社会的自立を促します。
- ひとり親家庭においても安心して子育てができるよう、経済的支援、就業支援、生活支援などによる総合的な自立支援を進めます。

指標の名称		現況値		目標値		出典	備考
□ひとり親家庭への医療費助成事業受給資格登録世帯数	H23年度	20,698件		適切に対応する		福島県児童家庭課	モニタリング指標

(6) 妊娠・出産・育児の一連において充実した保健・医療体制の確保

- 不妊や不育症に悩む夫婦が相談できる体制を充実し、不妊・不育治療に要する費用の負担軽減を図ります。
- 総合周産期医療システム※¹⁶について、関係機関の機能分担と相互の有機的連携を図るなど一層の整備充実を図ります。
また、初期救急から三次救急まで、その症状に応じた小児救急医療体制の整備を推進します。
- 子育ての孤立化を防ぐとともに、適切な養育の確保を図るために、市町村等と連携して、相談支援体制の整備を図ります。

- 小児救急電話相談などにより保護者の不安を軽減する相談体制の整備を図るとともに、健康管理が必要な妊婦に対し、妊娠から出産までの継続的な保健指導サービス体制の整備を図ります。

指標の名称	現況値		目標値	出典	備考
□周産期死亡率(出生数千人対)	H23年	3.6 (全国39位)	H29年	3.5以下	人口動態統計
□乳児死亡率(出生数千人対)	H23年	2.3 (全国21位)	H32年	2.0以下	人口動態統計
□養育支援訪問事業実施市町村率	H23年度	50.8%	H26年度	50.8%以上	事業開始届出
□乳児家庭全戸訪問事業実施市町村率	H23年度	93.2%	H26年度	100%	事業開始届出

(7) 次代の親を育成するための環境づくりの推進

- 家庭を築き、子どもを生み育てることの意義に関する教育・啓発を推進します。
- 男女の出会いの場づくりを支援するなど、若者の交流を推進します。
- 思春期の若者に対して、性に関する教育を含めた健康教育を進めるとともに、性に関する不安や悩みなどについての相談体制の整備を推進します。

指標の名称	現況値		目標値	出典	備考
□独身男女の出会いを支援するイベントの開催件数	H23年度	68件	H32年度	増加をめざす	福島県子育て支援課調べ モニタリング指標
□10代の人工妊娠中絶実施率 (15歳以上20歳未満女子人口千対)	H23年度	7.6	H26年度	減少を目指す	人口動態統計 モニタリング指標

※15 里親：家庭において適切な養育を受けることができない子どもを、県から委託を受け、親に代わって、家庭的な環境で心身ともに健やかに育てることを目的とした制度。里親になるためには、県知事の認定を受け、里親名簿に登録することが必要になる。

※16 総合周産期医療システム：従来の産婦人科と新生児科の枠を超えて、予防医学的観点に立ち、妊婦、妊娠経過、分娩時の異常（リスク因子）を把握し、新生児に起こりうる異常を予測しながら、妊娠、分娩、新生児の蘇生と治療を一連の流れの中で共同して一つの専門的医療チームとして行い、母体の安全な管理と児の”後遺症無き生存（Intact Survival）”を目指す、新しい医療が周産期医療。総合周産期センターを頂点に地域周産期センターや二次、一次医療施設がお互いに機能分担をし、全体で効果的に周産期医療を提供できるようにする体制のことをいう。

5 ともにいきいき暮らせる福祉社会の推進

福祉
社会

(1) 人格、人権、個性を尊重する社会づくりの推進

- 「ノーマライゼーション^{※17}」の理念に加え、「ユニバーサルデザイン^{※18}」の考え方の下、高齢者、障がい者、老若男女すべての人が、互いに支え合い、尊重し合いながら、その人の個性に合った生き方が主体的に営める社会づくりを推進します。

(2) 誰もが人ととのつながりを感じることができる社会づくり推進

- 地域社会において、一人暮らしの高齢者など地域で孤立しがちな人々も社会的なつながりを確保し、自分らしく充実した生活を安心して送ることができるように、ボランティア活動を始めとした福祉への県内外からの参加の促進と、これに対する支援、多様な民間福祉活動の振興を図ります。
- ともに支え合い、誰もが安心して暮らすことができるよう、利用者ニーズに基づいたサービスの提供体制の整備に努めるなど、地域福祉の更なる推進を図ります。
- 福祉サービスを必要としている人が、安心して良質なサービスを受けることができるよう、福祉・介護人材の資質の向上に努めるとともに、福祉・介護サービスを運営する事業者が行う人材確保の取組みや、福祉・介護サービス分野に就業を希望する方々への支援を推進します。
- 認知症高齢者や一人暮らし高齢者、障がい者が地域の中で安心して生活が送れるように、福祉サービスの利用手続きの援助、日常的な金銭管理等を行う日常生活自立支援事業を推進するとともに、成年後見制度について、市町村や関係機関と連携しながら普及啓発に努めます。

また、市民後見人について、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、実施に関し助言その他の援助を行うように努めます。

指標の名称	現況値		目標値		出典	備考
□地域福祉計画策定率	H23年度	32.2%	H32年度	80.0%以上	福島県社会福祉課調べ	
□介護支援専門員実務研修修了者数(累計)	H23年度	7,898人	増加をめざす		福島県介護保険室	モニタリング指標
□介護職員初任者研修の修了者数(再掲)		(H25年度からの新制度)	増加をめざす		福島県高齢福祉課調査	モニタリング指標

※17 ノーマライゼーション：高齢者や障がい者などを特別視せず、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、普通の人と同じように受け入れ、一緒に暮らす社会こそが通常（ノーマル）の社会であるという考え方を表現したもの。

(3) 生活に希望を持ち、自らの能力を発揮できる社会づくりの推進

- 高齢者や障がい者など、誰もが生きがいを持ち、仕事や仕事以外の社会参加（学習活動、文化活動、スポーツ・レクリエーション活動など）ができる社会づくりを推進します。

指標の名称	現況値		目標値		出典	備考
□シルバー人材センター会員のうち活動している者の割合	H23年度末	80.2% (参考:被災地を除いた割合 84.9%)	H32年度	90.0%以上	福島県雇用労政課	
□福島県障がい者総合体育大会の参加者数	H24年度	1,762人	増加をめざす		福島県障がい福祉課調査	モニタリング指標
□すこやか福島ねんりんピックの参加者数	H24年度	2,306人	増加をめざす		福島県高齢福祉課調査	モニタリング指標
□福島県シルバー美術展の出品数	H24年度	390点	増加をめざす		福島県高齢福祉課調査	モニタリング指標

(4) 福祉サービス提供体制の復旧（再掲）

10ページに記載。

(5) 高齢者を対象とした介護・福祉サービスの充実

- 高齢者が尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で自分らしく安心した生活を送ることができるよう、認知症に対する正しい知識の普及・啓発に努めるとともに、かかりつけ医において早期発見・早期対応ができる体制整備を推進し、認知症疾患に関する詳細な診断や専門医療相談等を実施する「認知症疾患医療センター^{※19}」の設置や役割について検討を行います。また、認知症高齢者への介護サービスの充実などの支援対策と高齢者虐待の防止・早期発見・早期対応のための体制整備を推進します。
- 高齢者がその状態に応じた適切で質の高いサービスを利用できるよう、市町村や事業者の支援・指導に努めるとともに、保健・医療・福祉などさまざまなサービスを継続的かつ包括的に提供できる「地域包括ケアシステムの」構築を支援します。
- 介護に関する基礎的な知識や技術を普及していくとともに、関係機関と連携した介護者の相談支援体制の充実を図ります。

※18 ユニバーサルデザイン：はじめからすべての人の多様なニーズを考慮し、年齢、性別、身体的能力、言語などの違いにかかわらず、すべての人にとって、安全で安心して利用しやすいように建物、製品、サービスなどを計画、設計する考え方のこと。

※19 認知症疾患医療センター：保健医療・介護機関等と連携し、鑑別診断、急性期医療、専門医療相談等を実施するとともに、関係者への研修等を行い、地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図ることを目的としている。都道府県・指定都市が指定した病院で事業を行うもの。

指標の名称	現況値		目標値		出典	備考
□特別養護老人ホームの定員数	H23年度末	9,058人	H26年度	11,074人	第六次福島県高齢者福祉計画・第五次福島県介護保険事業支援計画	
□介護老人保健施設の定員数	H23年度末	7,270人	H26年度	7,780人	第六次福島県高齢者福祉計画・第五次福島県介護保険事業支援計画	
□ホームヘルプサービス利用回数 (高齢者千人一週間あたり)	H22年度	88.5回/週	H26年度 (被災10市町村を除く)	106.1回/週以上	第六次福島県高齢者福祉計画・第五次福島県介護保険事業支援計画	

(6) 地域生活移行や就労支援など障がい者の自立支援

- 障がい者が、自分らしい自立した生活と社会参加を実現するために、その方にあった自立の在り方を理解し、障がいのある方自身のニーズに適切に対応しながら、地域生活支援体制の充実を図り、地域で安心して暮らすための取組みを促進します。
- 障がい者の就労支援や居住環境の整備など生活環境全般への取組み（介護、生活訓練、職業訓練など）を積極的に展開するとともに、障がいのある方がより適切で質の高いサービスを利用できるよう市町村や事業者の支援・指導に努めます。

指標の名称	現況値		目標値		出典	備考
□地域生活に移行した障がい者数(累計) 身体障がい者及び知的障がい者	H23年度	305人(H18年度からの累計)	増加をめざす		入所施設調査	モニタリング指標
□地域生活に移行した障がい者数(累計) 精神障がい者	H23年度	138人(H21年度からの累計)	増加をめざす		福島県障がい福祉課調査	モニタリング指標
□指定障害福祉サービスの訪問系サービス (居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者包括支援)利用量	H23年度	45,042時間/月	H26年度	56,405時間/月	第3期福島県障がい福祉計画	
□指定障害福祉サービス居宅系サービスのグループホーム、ケアホーム利用者数	H23年度	1,440人	H26年度	1,930人以上	第3期福島県障がい福祉計画	
□指定障害福祉サービスの居宅系サービスの施設入所支援数	H23年度	1,752人/月	H26年度	2,118人/月	第3期福島県障がい福祉計画	
□指定障害福祉サービスの日中活動系サービスの就労継続支援(B型)の利用量	H23年度	3,045人/月	H26年度	3,938人/月	第3期福島県障がい福祉計画	
□指定障害福祉サービスの日中活動系サービスの児童デイサービスの利用量	H23年度	1,128人/月	増加をめざす		第3期福島県障がい福祉計画	
□指定障害福祉サービスの日中活動系サービスの短期入所の利用量	H23年度	295人/月	H26年度	570人/月以上	第3期福島県障がい福祉計画	
□就業している障がい者数	H24年度 (8月)	6,397人	H32年度	7,600人以上	福島労働局集計	
□工賃(賃金)月額の実績 (就労継続支援B型事業所における平均工賃)	H23年度	11,414円	H26年度	20,000円以上	厚生労働省:工賃(賃金)月額の実績	

(7) DV^{※20}、虐待防止及び被害者の保護・支援

- 児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待、配偶者等からの暴力などは、犯罪ともなり得る重大な人権侵害であるため、地域、民間支援団体、行政機関などが連携協力を図りながら、虐待や暴力の防止及び被害者等の保護・支援のための対策を総合的に推進します。

指標の名称	現況値		目標値	出典	備考
□児童虐待相談受付件数	H23年度	262件	適切に対応する	福祉行政報告例(厚生労働省)	モニタリング指標
□ドメスティック・バイオレンス相談受付件数	H23年度	1,361件	適切に対応する	福島県児童家庭課調査	モニタリング指標

(8) 介護・福祉サービスの質の向上

- サービス利用者の選択や権利擁護に資するため、サービス内容や経営情報開示を促進するとともに、苦情の適切な解決を図る苦情解決制度活用の充実に努めるなど、経営の改善と利用者の利益保護を支援します。
- 利用者の意向を十分に尊重し、良質かつ適切な福祉サービスを提供するため、社会福祉関係職員を対象とした階層別研修等を充実するとともに、OJTを活用した新人職員研修の導入を促進することにより、人材の育成・定着を推進します。

また、社会福祉施設等に就労を希望する求職者に対し、適切な職場の開拓を支援するとともに事業者に働きやすい職場づくりに向けた指導・助言等を行い円滑な就労、定着を図ります。

- 福祉サービスの質の向上を図るため、公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価を行う「福祉サービス第三者評価事業^{※21}」等を推進します。

指標の名称	現況値		目標値		出典	備考
□社会福祉関係職員(階層別)研修受講者数	平成23年度	771人	平成32年度	1,200人以上	福島県福祉監査課調べ	
□福祉サービス第三者評価受審件数(累計)	平成23年度	29件	平成32年度	140件以上	福島県福祉監査課調べ	

※20 DV（ドメスティック・バイオレンス）：配偶者や恋人・パートナーなど親密な関係にある者から振るわれる暴力のことをいう。暴力は、身体的なものだけではなく精神的、性的、経済的、社会的、子どもを巻き込んだ暴力など、あらゆる暴力が含まれる。

※21 福祉サービス第三者評価：福祉サービスを提供している事業者やそのサービスを利用している利用者以外の公正・中立な立場の第三者評価機関が提供されている福祉サービスについて評価を行うことをいう。

(9) 生活支援の充実

- 生活保護法に基づき、生活困窮者の最低生活の保障を適正に行うとともに、要保護者の自立を促進します。

指標の名称	現況値	目標値	出典	備考
□市部及び町村部の生活保護率	H23年度 (年度平均)	町村 5.6% 市 10.3% 県 9.3% (全国33位)	適切に対応する	福島県「生活保護速報」 (福島県社会福祉課) モニタリング指標

6 誰もが安全で安心できる生活の確保

安全
安心

(1) 飲料水及び食品等の安全性の確保（再掲）

11ページに記載。

(2) ユニバーサルデザインに配慮した人にやさしいまちづくりの推進

- 誰もが安全かつ快適に生活できるよう、「人にやさしいまちづくり条例」などにより不特定多数の方が利用する建築物や公共機関等のユニバーサルデザイン^{※22}の視点に立った整備を促進するとともに、条例に適合した施設にやさしさマーク^{※23}を交付するなど、人にやさしいまちづくりを推進します。

また、歩行困難な方が移動で使用する車の駐車スペースを確保するため、「おもいやり駐車場利用制度^{※24}」などの普及を図ります。

指標の名称	現況値	目標値		出典	備考
□やさしさマーク交付数(累計)	H23年度末	407件	H26年度	427件以上	福島県高齢福祉課調査
□おもいやり駐車場協力施設数(累計)	H23年度末	1,097件	H26年度	1,137件以上	福島県高齢福祉課調査

※22 ユニバーサルデザイン：幼児から高齢者まで、身体に障がいのあるなしを問わず、誰もが快適に利用できる形や機能を持った製品や建築・都市空間などの環境づくりをしていくこうとする概念をいう。

※23 やさしさマーク：人にやさしいまちづくり条例に定める整備基準を満たした建築物に交付されるマーク（条例適合証）のことで、やさしさマークを掲示することにより、高齢者や障がい者等の便宜を図るとともに、県民の意識啓発や既存建築物の設備改善の誘導を図るもの。

※24 おもいやり駐車場利用制度：車いす使用者用駐車施設を利用できる人を明確にした上で、利用対象者からの申請に基づき福島県が利用証を交付し、駐車時に利用証の掲示を求めることにより、車いす使用者用駐車施設の適正利用を図る制度。

(3) 生活衛生水準の維持向上

- 県民の生活に密接な関係を有する生活衛生関係営業施設に対する監視指導を実施し、衛生水準の維持向上のための対策を推進します。

(4) 安全な水の安定的な供給

- 県民が安全な水を将来にわたって安定的に享受できるよう、市町村等による水道事業の適正な運営・管理のほか、地域の実情を踏まえ必要に応じた広域化、さらには危機管理体制としての広域連携等の強化を支援します。

指標の名称	現況値		目標値	出典	備考
□緊急時応援体制の整備率	H22年度	93%	上昇をめざす	福島県食品生活衛生課調査	モニタリング指標

(5) 生産から消費に至る食の安全・安心の確保

- 消費者が安心して食品を選ぶことができるよう、消費者の視点を重視し、国、関係自治体、食品関連事業者及び消費者の団体などの関係機関等と相互の連携を図り、生産から流通、消費に至る一貫した食品安全確保対策を推進します。

指標の名称	現況値		目標値	出典	備考
□不良食品発生件数	H23年度	42件	H32年度 23件以下	生活衛生業務概要(福島県保健福祉部食品生活衛生課)、郡山市食品衛生監視指導計画実施結果報告書、いわき市食品衛生監視指導計画実施結果報告書	

(6) 人と動物の調和ある共生

- 動物愛護思想の普及啓発のほか、「飼い犬のしつけ方教室」等各種の事業を通してペット動物の終生飼養や動物の適正飼養に関する意識の定着化を図り、人と動物の調和ある共生を推進します。
- 緊急災害時には、隣接県、県内市町村、獣医師会等の団体等と連携しながら動物の救護を実施します。

(7) 健康危機管理体制の強化

- 医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により、県民の生命・健康の安全を脅かす事態の発生予防、拡大防止等を迅速かつ的確に実施するため、健康危機管理体制の充実強化に努めます。

指標の名称	現況値		目標値	出典	備考
□県の保健医療福祉関係ホームページへのアクセス件数	H23年度	1,031,618件	上昇をめざす	福島県広報課調べ	モニタリング指標

(8) 災害時の保健医療福祉体制の強化

- 災害時要援護者を迅速かつ的確に安全な場所へ避難させ、避難に伴う健康被害を最小限に抑えるため、災害時要援護者避難支援個別計画の全市町村での策定を促進します。
- 災害時に何らかの特別な配慮を要する高齢者、障がい者、妊娠婦、乳幼児、病弱者等が避難できる福祉避難所の指定等を促進します。
- 地域防災計画の見直しなどに合わせ、広域避難が生じた場合を想定した保健・医療・福祉の専門職チーム等の派遣体制の検討や、県内外の医療機関や福祉施設での利用者等受入の促進など関係団体との災害時連携体制の一層の強化を図ります。
- 災害時における救急医療を確保するため、関係機関との連携強化を図るとともに、災害派遣医療チーム（D M A T）の隊員養成研修の支援等を実施します。（再掲）
- 東日本大震災において、県災害対策本部の調整機能や後方支援機能が不十分であったことを踏まえて、災害医療コーディネーターの養成研修等を実施するなどして災害医療コーディネーター^{※25}の確保を図るとともに、「福島県災害救急医療マニュアル」を見直し、災害医療コーディネーターを核とする、全国のモデルとなる災害時医療体制を構築していきます。

指標の名称	現況値		目標値		出典	備考
□災害時要援護者避難支援個別計画策定市町村数	H24年度	19市町村 (32.2%)	H26年度	59市町村 (100%)	福島県災害対策課調査	
□福祉避難所を指定している市町村数(再掲)	H24年度	9市町村 (15.3%)	H26年度	59市町村 (100%)	福島県保健福祉総務課調査	
【参考】福祉避難所指定数	H24年度	61	H26年度	増加をめざす	福島県保健福祉総務課調べ	

※25 災害医療コーディネーター：災害医療に専門的知識を有する者で、大規模な災害が発生した際に、被災地域内の医療ニーズを集約し、各地域が必要としている医療救護活動の総合調整を行う。

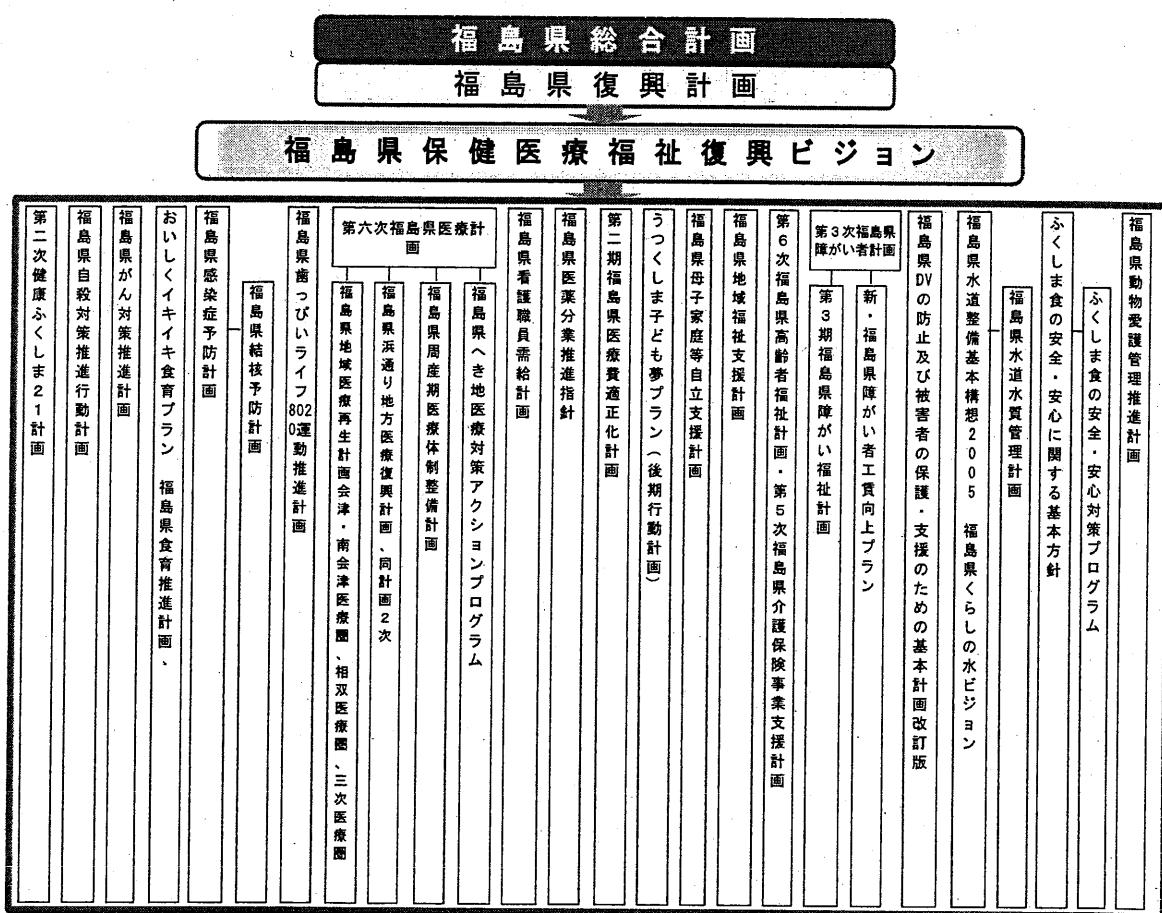
第4章 関連する計画

第1節 ビジョンと各個別計画

「第3章 保健医療福祉の基本方向」で示した施策の方向には、施策分野ごとに計画が策定されています。

そして、計画に基づき、各種事業が実施されています。

保健・医療・福祉に関する各個別計画の体系



第2節 ビジョンと各地域保健医療福祉推進計画

県内の各保健福祉事務所では、ビジョンが示す基本方向を踏まえ、地域における保健・医療・福祉の現状と課題等を明らかにした地域保健医療福祉推進計画を策定し、計画的に施策を推進しています。

第3節 保健福祉部の中長期計画一覧

基本目標	計画の名称	計画期間	策定年月	策定根拠	担当課	資料頁
健康づくり	第二次健康ふくしま21計画	H25~H34	H25.3	健康増進法	健康増進課	38
	福島県自殺対策推進行動計画	H25~H28	H25.3	自殺対策基本法	障がい福祉課	40
	福島県がん対策推進計画	H25~H29	H25.3	がん対策基本法	健康増進課	42
	第二次福島県食育推進計画 (おいしくイキイキ食育プラン)	H22~H26	H22.3	食育基本法	健康増進課	44
	福島県感染症予防計画	H12~	H25.3改定	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染・看護室	46
	福島県結核予防計画	H25~H29	H25.3	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染・看護室	48
復興推進	第三次福島県歯っぴいライフ2020運動推進計画	H25~H34	H25.3	歯科口腔保健の推進に関する法律	健康増進課	49
	第六次福島県医療計画	H25~H29	H25.3	医療法	地域医療課	51
	福島県地域医療再生計画 (会津・南会津医療圏) (相双医療圏) (三次医療圏)	・H21~H25 ・三次： H23~H25	・H21.11 ・三次：H23.11	厚生労働省通知	地域医療課	54 56 58
	福島県浜通り地方医療復興計画 福島県浜通り地方医療復興計画(第2次)	H23~H27 H24~H27	H24.2 H25.3	厚生労働省通知	地域医療課	62 64
	福島県周産期医療体制整備計画	H25~H29	H25.3	周産期医療体制整備指針	地域医療課	66
	福島県へき地医療対策アクションプログラム	H15~	H15.12	県独自	地域医療課	68
地域医療	福島県看護職員需給計画	H25~H29	H25.3	県独自	感染・看護室	70
	福島県医薬分業推進指針	H10~	H10.3	県独自	薬務課	72
	第二期福島県医療費適正化計画	H25~H29	H25.3	高齢者の医療の確保に関する法律	保健福祉総務課	74

基本目標	計画の名称	計画期間	策定年月	策定根拠	担当課	資料頁
出産・子育て 福祉社会 復興推進 安全安心	うつくしま子ども夢プラン（後期行動計画）	H22～H26	H25. 3改定	次世代育成支援対策推進法	子育て支援課	76
	福島県母子家庭等自立支援計画	H22～H26	H22. 3	母子及び寡婦福祉法	児童家庭課	78
	福島県地域福祉支援計画	H22～H32	H25. 3改定	社会福祉法	社会福祉課	80
	第六次福島県高齢者福祉計画・第五次福島県介護保険事業支援計画	H24～H26	H24. 3	老人福祉法、介護保険法	高齢福祉課 介護保険室	83
	ふくしま障がい者プラン 〔第3次福島県障がい者計画 第3期福島県障がい福祉計画〕	H22～H26 H22～H26 H24～H26	H22. 3 H25. 3	・障害者基本法 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障がい福祉課 障がい福祉課	86 90
	新・福島県障がい者工賃向上プラン	H24～H26	H24. 12	「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針	障がい福祉課	91
	福島県ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者の保護・支援のための基本計画（改定版）	H24～H26	H24. 3	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	児童家庭課	93
	福島県水道整備基本構想2005 「福島県くらしの水ビジョン」	H17～H31	H18. 3 (H25年度改定予定)	厚生省通知	食品生活衛生課	95
	福島県水道水質管理計画	H25～H34	H25. 3	厚生省通知	食品生活衛生課	97
	ふくしま食の安全・安心に関する基本方針	H24～	H24. 11	県独自	食品生活衛生課	99
	ふくしま食の安全・安心対策プログラム	H24～H26	H24. 11	県独自	食品生活衛生課	101
	福島県動物愛護管理推進計画	H20～H29	H20. 3 (H25年度改定予定)	動物の愛護及び管理に関する法律（国の基本指針の見直しに伴う改定）	食品生活衛生課	103

第5章 ビジョンの推進方法

第1節 ビジョン推進の方法

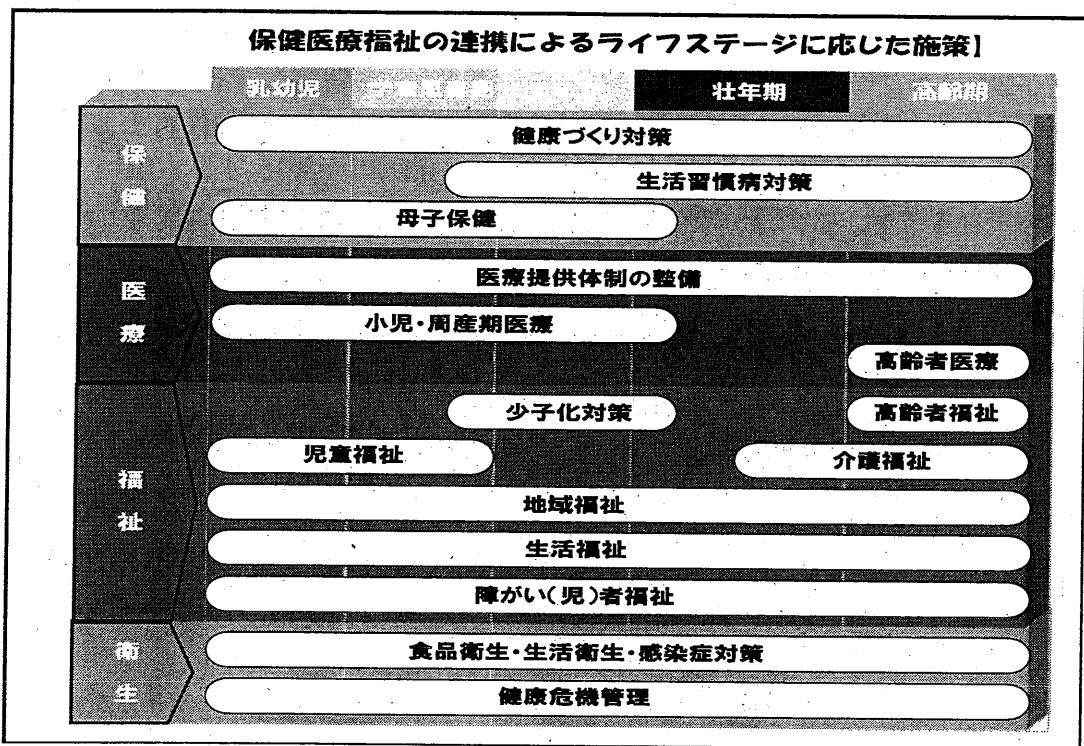
1 保健医療福祉の連携

ビジョンは、各個別計画で定める個別具体的な施策を、保健医療福祉の連携のもと、一体的に推進することにより実効性の確保を図ります。

また、ライフステージ全般にわたり、サービスが提供できるよう、保健医療福祉の連携のもと、総合的・一体的な施策の推進を図ります。

ビジョン基本目標と主な各個別計画

個別計画	健康ふくしま21計画	第六次福島県医療計画	うつくしま子ども夢プラン	福島県高齢者保健福祉計画・事業支援計画	第三次福島県障がい者計画	ふくしま食の安全・安心対策
ビジョン基本目標						
1 復興へ向けた保健・医療・福祉の推進	●	●	●	●	●	●
2 全国に誇れる健康長寿の県づくり	●			●		
3 地域医療の再生と最先端医療の推進		●				
4 日本一安心して子どもを生み育てられる環境づくり		●	●			
5 ともにいきいき暮らせる福祉社会の推進				●	●	
6 誰もが安全で安心できる生活の確保				●	●	●



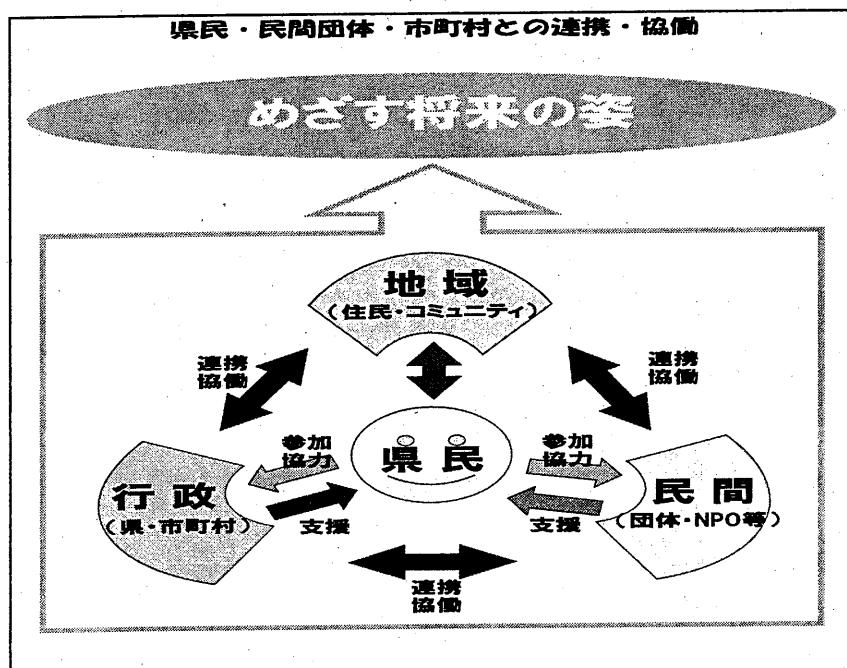
- ビジョンは、他部局と積極的に連携を図ることにより実効性の確保を図ります。
- ビジョンは、各個別計画で定める個別具体的な施策を、他部局と連携し、一体的に推進することにより効率性の確保を図ります。

他部局との主な横断的連携例

個別計画で定める 個別具体的な施策	部局名	生活環境部	商工労働部	農林水産部	土木部	教育庁	警察本部
自殺対策	●	●	●		●	●	
薬物乱用対策	●	●			●	●	
高病原性鳥インフルエンザ対策	●		●				
子育て支援	●	●	●	●	●	●	
人にやさしいまちづくり	●			●			
障がい者の就労支援	●			●			
食育	●	●	●		●		
DV・虐待対策	●				●	●	
食の安全・安心	●	●	●		●	●	

3 県民・民間団体・市町村との連携・協働

- ビジョンは、各個別計画で定める個別具体的な施策を、県民・民間団体・市町村と連携・協働しながら推進することにより、実効性の確保を図ります。
- ビジョンは、ホームページなどを活用して県民に公開するとともに、社会福祉審議会、地域保健医療福祉協議会など、広く県民意見の聴取に努め、県民参加による推進を図ります。



第2節 ビジョンの進行状況の点検

- ビジョンの進行状況の点検は、基本目標ごとの施策及び指標の進行状況を毎年度把握、分析することにより実施します。
- 点検結果は、社会福祉審議会等に報告・意見聴取し、ホームページなどを活用して広く公表します。

第3節 ビジョンの指標一覧

1 復興へ向けた保健・医療・福祉の推進

指標の名称	現況値		目標値		出典	備考
□甲状腺検査の受診率	H23年度	79.8%	H32年度	100%	福島県健康管理調査調べ	
□ホールボディカウンター検査の実施件数	H23年度	31,622人	増加をめざす		福島県地域医療課調べ	モニタリング指標
□ふくしま心のケアセンターにおける年間相談支援件数	H24年度 (H24.4~9月)	5,108人	適切に対応する		福島県障がい福祉課調べ	モニタリング指標
□医療施設従事医師数(人口10万人対) 【参考】うち、浜通り地方(相馬、双葉、いわきエリア)の従事医師数(人口10万人対)	H22年 H22年	182.6人 (全国41位) 〔相馬 130.8人 双葉 103.0人 いわき 160.4人〕	H29年 H29年	200.0人以上 増加をめざす	厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」	
産婦人科・産科医師数(出生千対) 病院勤務の常勤小児科医師数(実数)	H22年度 H24年度	8.0人 106人	H29年度 H29年度	10.5人以上 130人以上		
□就業看護職員数(人口10万人対) 【参考】うち、浜通り地方(相馬、双葉、いわきエリア)の従事看護職員数(人口10万人対)	H22年 H22年	1188.7人 (全国27位) 〔相馬 1,055.9人 双葉 1,031.3人 いわき 1,239.0人〕	H29年 H29年	1,228.4人以上 増加をめざす	厚生労働省「保健・衛生業務報告(衛生行政報告例)」	
□合計特殊出生率※5 【参考】出生数	H23年 H23年	1.48 15,072人	上昇をめざす 増加をめざす		人口動態統計月報年計の概況 (福島県) 人口動態統計月報年計の概況 (福島県)	モニタリング指標
□介護職員初任者研修の修了者数 (H25年度からの新制度)			増加をめざす		福島県高齢福祉課調査	モニタリング指標
□放射性物質の基準値を超えて出荷流通した不良食品件数	H23年度	9件	H32年度	0件	食品生活衛生課調査	
□福祉避難所を指定している市町村数 【参考】福祉避難所指定数	H24年度 H24年度	9市町村 (15.3%) 61	H26年度 H26年度	59市町村 (100%) 増加をめざす	福島県保健福祉課調べ 福島県保健福祉課務課調べ	

2 全国に誇れる健康長寿の県づくり

指標の名称	現況値		目標値		出典	備考
□年齢調整死亡率(人口10万人対) ・虚血性心疾患(男性) ・虚血性心疾患(女性) ・脳血管疾患(男性) ・脳血管疾患(女性)	H22年 H22年 H22年 H22年	47.7 20.0 58.2 32.7	H29年 H29年 H29年 H29年	39.8以下 16.9以下 49.9以下 28.7以下	人口動態統計	
□年齢調整死亡率(75歳未満) ・全がん	H22年	84.0	H29年	72.4以下		
□健康寿命 ・男性 ・女性	H22年 H22年	69.97年 74.09年	H32年 H32年	71.39年以上 75.07年以上	厚生労働省算出	
□自殺者数	H23年	502人	H28年	410人以下	人口動態統計	

2 全国に跨れる健康長寿の県づくり

指標の名称	現況値	目標値	出典	備考
□特定健康診査実施率	H22年度 43.3%	H29年度 70%以上	厚生労働省	
□喫煙率 内訳・男性 ・女性	H21年度 23.2% H21年度 35.3% H21年度 10.0%	H29年度 17%以下 H29年度 27%以下 H29年度 7%以下	福島県健康増進課調査	
□がん検診受診率※ ・胃がん ・肺がん ・大腸がん ・乳がん ・子宮頸がん	H22年度 27.8% H22年度 37.6% H22年度 28.3% H22年度 46.6% H22年度 43.7%	H29年度 50%以上 H29年度 50%以上 H29年度 50%以上 H29年度 60%以上 H29年度 60%以上	福島県健康増進課調査	(参考) 子宮頸がんは20歳以上、 その他のがんは40歳以上 を対象とした現況値 (平成22年度) ・胃がん 22.6% ・肺がん 32.5% ・大腸がん 24.5% ・乳がん 27.4% ・子宮頸がん 29.1%
□年齢調整死亡率(75歳未満)(再掲) ・全がん	H22年 84.0	H29年 72.4以下	人口動態統計	
□介護保険の要介護(要支援)に該当する高齢者 者の割合	H23年度 (被災7町村を除く) 17.5%	H26年度 (被災10市町村を 除く) 18.1%以下	第六次福島県高齢者福祉計 画・第五次福島県介護保険事 業支援計画	
□「食育」に关心がある者の割合	H21年度 77.9%	H26年度 85%以上	H21年度県政世論調査	
□市町村食育推進計画策定率	H23年度 47.5%	H26年度 55%以上	H23年度末市町村食育推進計 画作成状況調べ	
□うつくしま健康応援店の登録数	H23年度 372店	H26年度 450店以上	福島県健康増進課調べ	
□麻しん予防接種率	H23年度 H23年度 第1期 88.7% 第2期 85.4%	H27年度 第1期 95%以上 第2期 95%以上	地域保健・健康増進事業報告	
□結核罹患率(人口10万人対)	H23年度 11.5	H29年度 10以下	結核登録者情報調査年報	
□抗インフルエンザウイルス薬の備蓄率	H24年度 104.2%	適切に対応する	福島県感染・看護室	モニタリング指標
□3歳児のう歎のない者の割合	H22年度 67.3%	H32年度 85.5%以下	母子保健事業実績	
□12歳児のう歎のない者の割合	H22年度 40.8%	H32年度 60.2%以下	学校保健統計調査	
□60歳で自分の歯を24歯以上有する者の割合	H23年度 49.9%	H32年度 54.0%以上	歯科保健情報システム	

3 地域医療の再生と最先端医療の推進

指標の名称	現況値	目標値	出典	備考
□県内看護師等学校養成所卒業生の 県内就職率	H24年度 58.6%	H29年度 64.7%	看護学校養成所入学状況及び 卒業状況調査	
□在宅療養支援診療所数	H24年1月 172か所	H29年度 227か所以上	診療報酬施設基準	
□休日夜間救急センター及びこれに準じた初期 救急医療機関を整備している地区数	H24年度 9地区	H29年度 13地区以上	福島県地域医療課調査	
□献血者目標達成率	H23年度 85% (参考:22年度 102.5%)	H32年度 100%	福島県業務課調べ	
□献血量目標達成率	H23年度 85.1% (参考:22年度 97.3%)	H32年度 100%	福島県業務課調べ	
□県内製造販売業者の医薬品等の回収等件数	H23年度 3件 (参考:22年度 5 件)	H32年度 0件	福島県業務課調べ	

4 日本一安心して子どもを生み育てられる環境づくり

指標の名称	現況値		目標値		出典	備考
□合計特殊出生率（再掲）	H23年	1.48	上昇をめざす		人口動態統計月報年計の概況（福島県）	モニタリング指標
□保育所入所待機児童数	H23年度	124人	H32年度	0人	保育所入所待機児童数調査（国調査）	
□育児休業取得率（男性）	H23年度	1.2% (参考H22年度 0.8%)	H32年度	5.2%以上	福島県雇用労政課調査	
□育児休業取得率（女性）	H23年度	97.3% (参考H22年度 80.4%)	H32年度	97.3%以上	福島県雇用労政課調査	
□放課後児童クラブ設置数	H23年度	328か所	H26年度	362か所以上	放課後児童健全育成事業の実施状況調査（国調査）	
□地域子育て支援拠点（センター型、ひろば型、児童館型）施設数（累計）	H23年度	75か所	H26年度	95か所以上	福島県子育て支援課調査	
□ひとり親家庭への医療費助成事業受給資格登録世帯数	H23年度	20,698件	適切に対応する		福島県児童家庭課	モニタリング指標
□周産期死亡率（出生数千人対）	H23年	3.6 (全国39位) (参考:H22年 4.6 全国10位)	H29年	3.5以下	人口動態統計	
□乳児死亡率（出生数千人対）	H23年	2.3 (全国21位) (参考:22年度 3.0 全国5位)	H32年	2.0以下	人口動態統計	
□養育支援訪問事業実施市町村率	H23年度	50.8%	H26年度	50.8%以上	事業開始届出	
□乳児家庭全戸訪問事業実施市町村率	H23年度	93.2%	H26年度	100%	事業開始届出	
□独身男女の出会いを支援するイベントの開催件数	H23年度	68件	H32年度	増加をめざす	福島県子育て支援課調べ	モニタリング指標
□10代の人工妊娠中絶実施率 (15歳以上20歳未満女子人口千対)	H23年度	7.6	H26年度	減少を目指す	人口動態統計	モニタリング指標

5 ともにいきいき暮らせる福祉社会の推進

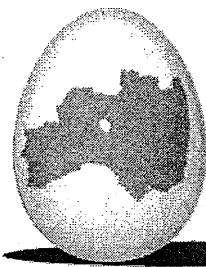
指標の名称	現況値		目標値		出典	備考
□地域福祉計画策定期率	H23年度	32.2%	H32年度	80.0%以上	福島県社会福祉課調べ	
□介護支援専門員実務研修修了者数（累計）	H23年度	7,898人	増加をめざす		福島県介護保険室	モニタリング指標
□介護職員初任者研修の修了者数（再掲）		(H25年度からの新制度)	増加をめざす		福島県高齢福祉課調査	モニタリング指標
□シルバー人材センター会員のうち活動している者の割合	H23年度末	80.2%（参考:被災地を除いた割合 84.9%）	H32年度	90.0%以上	福島県雇用労政課	
□福島県障がい者総合体育大会の参加者数	H24年度	1,762人	増加をめざす		福島県障がい福祉課調査	モニタリング指標
□すこやか福島ねんりんピックの参加者数	H24年度	2,306人	増加をめざす		福島県高齢福祉課調査	モニタリング指標
□福島県シルバー美術展の出品数	H24年度	390点	増加をめざす		福島県高齢福祉課調査	モニタリング指標
□特別養護老人ホームの定員数	H23年度末	9,058人	H26年度	11,074人	第六次福島県高齢者福祉計画・第五次福島県介護保険事業支援計画	
□介護老人保健施設の定員数	H23年度末	7,270人	H26年度	7,780人	第六次福島県高齢者福祉計画・第五次福島県介護保険事業支援計画	
□ホームヘルプサービス利用回数 (高齢者千人一週間あたり)	H22年度	88.5回/週	H26年度 (英会10市町村を除く)	106.1回/週以上	第六次福島県高齢者福祉計画・第五次福島県介護保険事業支援計画	

5 ともにいきいき暮らせる福祉社会の推進

指標の名称	現況値		目標値		出典	備考
□地域生活に移行した障がい者数(累計) 身体障がい者及び知的障がい者	H23年度	305人(H18年度からの累計)	増加をめざす		入所施設調査	モニタリング指標
□地域生活に移行した障がい者数(累計) 精神障がい者	H23年度	138人(H21年度からの累計)	増加をめざす		福島県障がい福祉課調査	モニタリング指標
□指定障害福祉サービスの訪問系サービス (居宅介護、重度訪問介護、行動保護、重度障害者包括支援)利用量	H23年度	45,042時間/月	H26年度	56,405時間/月	第3期福島県障がい福祉計画	
□指定障害福祉サービス居宅系サービスのグループホーム、ケアホーム利用者数	H23年度	1,440人	H26年度	1,930人以上	第3期福島県障がい福祉計画	
□指定障害福祉サービスの居宅系サービスの施設入所支援数	H23年度	1,752人/月	H26年度	2,118人/月	第3期福島県障がい福祉計画	
□指定障害福祉サービスの日中活動系サービスの就労継続支援(B型)の利用量	H23年度	3,045人/月	H26年度	3,938人/月	第3期福島県障がい福祉計画	
□指定障害福祉サービスの日中活動系サービスの児童デイサービスの利用量	H23年度	1,128人/月	増加をめざす		第3期福島県障がい福祉計画	
□指定障害福祉サービスの日中活動系サービスの短期入所の利用量	H23年度	295人/月	H26年度	570人/月以上	第3期福島県障がい福祉計画	
□就業している障がい者数	H24年度(8月)	6,397人	H32年度	7,600人以上	福島労働局集計	
□工賃(賃金)月額の実績 (就労継続支援B型事業所における平均工賃)	H23年度	11,414円	H26年度	20,000円以上	厚生労働省:工賃(賃金)月額の実績	
□児童虐待相談受付件数	H23年度	262件	適切に対応する		福祉行政報告例(厚生労働省)	モニタリング指標
□ドメスティック・バイオレンス相談受付件数	H23年度	1,361件	適切に対応する		福島県児童家庭課調査	モニタリング指標
□社会福祉関係職員(階層別)研修受講者数	平成23年度	771人	平成32年度	1,200人以上	福島県福祉監査課調べ	
□福祉サービス第三者評価受審件数(累計)	平成23年度	29件	平成32年度	146件以上	福島県福祉監査課調べ	
□市部及び町村部の生活保護率	H23年度(年度平均)	町村 5.6% 市 10.3% 県 9.3% (全国33位)	適切に対応する		福島県「生活保護速報」 (福島県社会福祉課)	モニタリング指標

6 誰もが安全で安心できる生活の確保

指標の名称	現況値		目標値		出典	備考
□やさしさマーク交付数(累計)	H23年度末	407件	H26年度	427件以上	福島県高齢福祉課調査	
□おもいやり駐車場協力施設数(累計)	H23年度末	1,097件	H26年度	1,137件以上	福島県高齢福祉課調査	
□緊急時応援体制の整備率	H22年度	93%	上昇をめざす		福島県食品生活衛生課調査	モニタリング指標
□不良食品発生件数	H23年度	42件	H32年度	23件以下	生活衛生業務概要(福島県保健福祉部食品生活衛生課)、郡山市食品衛生監視指導実施結果報告書、いわき市食品衛生監視指導実施結果報告書	
□県の保健医療福祉関係ホームページへのアクセス件数	H23年度	1,031,618件	上昇をめざす		福島県広報課調べ	モニタリング指標
□災害時要援護者避難支援個別計画策定市町村数	H24年度	19市町村 (32.2%)	H26年度	59市町村 (100%)	福島県災害対策課調査	
□福祉避難所を指定している市町村数(再掲) 【参考】福祉避難所指定数	H24年度	9市町村 (15.3%)	H26年度	59市町村 (100%)	福島県保健福祉秘務課調査	
	H24年度	61	H26年度	増加をめざす	福島県保健福祉秘務課調べ	



ふくしまから
はじめよう。

Future From Fukushima.